

埼玉東部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉東部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、うなぎ竹筒及び類似の筒（以下「うなぎ竹筒」という。）、四つ手網、投網、置ばり及び釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
釣り	道糸3本以内

- 3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
おいかわ、こい、ふな、うなぎ、 どじょう、わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
中川（八潮市圀（東京都境）、圀川合流点から上流 200 m までの区域）	1 月 1 日から 1 月 31 日まで
大場川（八潮市古新田（東京都境）、中川合流点から上流 100 m までの区域）	
元荒川（越谷市相模町、瓦曾根堰上流 20 m から下流 50 m までの区域）	
元荒川（さいたま市岩槻区末田、末田須賀堰上流 50 m から下流 110 m までの区域）	
権現堂川（幸手市権現堂、中川合流点（越流堤）から上流 200 m までの区域）	

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

（釣り専用区等）

第 6 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
大落古利根川（松伏町松伏、寿橋から下流 100 m までの区域）	1 月 1 日から 1 月 31 日まで
葛西用水路（逆川用水（越谷市東大沢、新内橋から越谷市大沢、地藏橋までの区域））	
東京葛西用水（越谷市西方、瓦曾根取入口から下流 200 m までの区域）	

（全長制限）

第 7 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	18 センチメートル
うなぎ	26 センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第 8 条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付すること

ができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
特種	全魚種	四つ手網、投網、さ手網（間口1m未満）、うなぎ竹筒、置ばり、釣り	1年	8,000
			1日	1,000
甲種		四つ手網（間口3m以下）、投網（円周20m未満）、さ手網（間口1m未満）、うなぎ竹筒、置ばり、釣り	1年	5,000
			1日	700
乙種		釣り	1年	4,000
			1日	500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- （2）承認期間
- （3）遊漁承認証名
- （4）発行者名
- （5）その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所、組合が

指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉東部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

附 則

1 この規則は、令和8年2月27日から施行する。